

三陸復興国立公園

公園区域及び公園計画変更書

[一部変更]

(環境省原案)

平成 年 月 日

環 境 省

目 次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	3
3	地域の概要の変更内容	7
4	変更する公園区域	33
第2	公園計画の変更	37
1	変更理由	37
2	基本方針の変更内容	38
3	規制計画の変更	40
	(1) 保護規制計画及び関連事項	40
	ア 特別地域	40
	(ア) 第1種特別地域	42
	(イ) 第2種特別地域	43
	イ 海城公園地区	45
	ウ 面積内訳	47
4	事業計画の変更内容	49
	(1) 施設計画	49
	ア 保護施設計画	49
	イ 利用施設計画	50
	(ア) 単独施設	50
	(イ) 運輸施設	51

第1 公園区域の変更

1 変更理由

三陸復興国立公園の前身である陸中海岸国立公園は、わが国を代表する海岸景観を有する国立公園として、昭和30年5月2日に、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心に指定された。昭和39年6月1日には、釜石市から宮城県気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和46年1月22日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域が拡張された。平成6年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成12年に第1次の公園区域及び公園計画の変更（点検）、平成17年に第2次点検が行われている。平成22年10月に環境省が公表した「国立・国定公園総点検事業について」において、青森県の蕪島から宮城県の牡鹿半島までの三陸海岸が大規模拡張候補地として選定された。

その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災からの復興に貢献するため、平成24年5月7日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」（以下「ビジョン」という。）に基づき、東北地方太平洋沿岸の自然公園を「三陸復興国立公園（仮称）」として再編成することを位置付け、平成25年5月24日に青森県八戸市から階上町までの種差海岸階上岳地域を拡張し、陸中海岸国立公園から三陸復興国立公園に名称を変更した。また、平成27年3月31日に宮城県気仙沼市から石巻市までの南三陸金華山地域を拡張したところである。

現在、震災後6年以上が経過し、各地域における沿岸部では、元々過疎化が進んでいた集落において高台移転事業に伴う土地利用の変化が進んでおり、また、海域を利用したダイビング、シーカヤックといったエコツーリズムの再開に伴い国立公園の適切な保護及び利用の推進の必要性が高まっているところである。

ビジョンでは、「三陸復興国立公園は、復興に貢献する観点から、これまでも増して、地域と連携して適切な利用を推進することにより地域振興に貢献し、長距離海岸トレイルやエコツーリズムといった利用形態に対応することも含めて、利用のための公園計画を見直す」ことが示されていることから、上記の社会的状況等の変化に早急に対応する必要があるため、今般、公園計画等の見直し（一部変更）を行うものである。

三陸復興国立公園は、海食崖とリアス海岸を風景型式とし、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園である。この度、沿岸部における自然再生事業の実施及び内湾景観を新たな景観要素とした海域景観の保護の観点から、以下の2地域を公園区域に編入する。

（1）祝浜

南三陸金華山地域の沿岸では、元々過疎化が進んでいた集落が高台移転事業により集約されることによって、人が住む見込みのない集落が生まれている。このような集落は、被災した建物等が撤去され土地の利用計画が無い一方で森・里・川・海が集約された環境となっており、それぞれのつな

がりを再生することにより、豊かな生物多様性を有する自然環境を創出されることが見込まれる。この様な集落について、自然再生事業及び環境教育等を実施する場として、新たに国立公園区域に編入する。

(2) 南三陸町沿岸

これまで三陸復興国立公園は、外洋性の海岸景観を主たる景観要素として指定されてきたが、リアス海岸の湾部にある優れた内湾景観を評価し、海域景観の維持及び適正な利用を図るため、公園区域及び公園計画の一部変更を行うものである。

今回、内湾景観として優れているのみならず、寒流と暖流がぶつかる海洋環境となっており、寒海性と暖海性の海藻藻場が共存する海域として生物多様性の保全の上でも重要である志津川湾を、海域公園地区に設定するとともに、その周辺海域についても海域公園地区の適切な保護のため、新たに公園区域に編入する。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表 1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなり、公園区域が指定されていない岩手県洋野町も含めた南北の直線延長は約 250km である。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>これらのことから、種差海岸階上岳地域及び三陸海岸地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景型式とする三陸復興国立公園に指定するものである。</p> <p>このうち、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心とした地域が、昭和 30 年 5 月 2 日に陸中海岸国立公園として指定された。昭和 39 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域の拡張とともに 3 箇所の中公園地区（現海域公園地区）が指定された。その後、平成 6 年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 12 年及び 17 年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。</p>	<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなり、公園区域が指定されていない岩手県洋野町も含めた南北の直線延長は約 250km である。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>これらのことから、種差海岸階上岳地域及び三陸海岸地域をわが国最大級の海食崖とリアス海岸が連続した傑出した自然海岸を風景型式とする三陸復興国立公園に指定するものである。</p> <p>このうち、岩手県下閉伊郡普代村から岩手県釜石市までの太平洋に面した海岸線を中心とした地域が、昭和 30 年 5 月 2 日に陸中海岸国立公園として指定された。昭和 39 年 6 月 1 日には、釜石市から気仙沼市までの南部地域が拡張され、昭和 46 年 1 月 22 日には岩手県久慈市から普代村までの北部地域の拡張とともに 3 箇所の中公園地区（現海域公園地区）が指定された。その後、平成 6 年には公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）、平成 12 年及び 17 年には公園区域及び公園計画の変更（点検）が行われている。</p>

変更後	変更前
<p>種差海岸階上岳地域は、青森県立自然公園条例に基づき種差海岸階上岳県立自然公園に（昭和 28 年 6 月当初指定）、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は南三陸金華山国定公園に（昭和 54 年 3 月 30 日）それぞれ指定されていたが、平成 22 年に評価を行ったところ(国立・国定公園総点検事業(平成 22 年 10 月、環境省公表))、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。</p> <p>これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第 3 次点検作業を開始した矢先、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。<u>当地域を特徴付ける海食崖等の岩石岸においても地盤沈下の影響が見られた箇所もある他、多くの砂浜海岸では、津波及び地盤沈下により、砂浜の幅が狭くなる、砂浜が消失するなどの地形の変化が確認され、現在も変化し続けている場所がある。また、希少植物を含めた植物の消失、減少等の植生変化も確認されている。干潟については、津波により地形が大きく改変された場所もあり、多くの干潟で生物種の構成に変化が見られた。海藻藻場は沿岸全体で見ると影響は限定的だったものの、アマモ場では、海底地形の変化、砂泥の流出等による消失が多く確認されたとともに、地盤沈下による水深の変化等により、今後藻場の分布等が変化していくことも予</u></p>	<p>種差海岸階上岳地域は、青森県立自然公園条例に基づき種差海岸階上岳県立自然公園に（昭和 28 年 6 月当初指定）、宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域は南三陸金華山国定公園に（昭和 54 年 3 月 30 日）それぞれ指定されていたが、平成 22 年に評価を行ったところ(国立・国定公園総点検事業(平成 22 年 10 月、環境省公表))、その地質及び地史の観点から陸中海岸国立公園と一体のものとして拡張候補地に選定された。</p> <p>これを踏まえて、陸中海岸国立公園の第 3 次点検作業を開始した矢先、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震に伴う強い揺れ、大規模な津波及び地盤沈下は多くの人々の生命や財産に被害をもたらすとともに、自然環境にも大きな影響を与えた。<u>海食崖等の岩石海岸に対する顕著な影響はほとんど見られなかったが、多くの砂浜海岸では、津波及び地盤沈下により、砂浜の幅が狭くなる、砂浜が消失するなどの地形の変化が確認され、現在も変化し続けている場所がある。また、希少植物を含めた植物の消失、減少等の植生変化も確認されている。干潟については、津波により地形が大きく改変された場所もあり、多くの干潟で生物種の構成に変化が見られた。海藻藻場は沿岸全体で見ると影響は限定的だったものの、アマモ場では、海底地形の変化、砂泥の流出等による消失が多く確認されたとともに、地盤沈下による水深の変化等により、今後藻場の分布等が変化していくことも予想される。海鳥へ</u></p>

変更後	変更前
<p>想される。海鳥への影響は現在までのところ確認されていないが、渡り鳥については、生息環境である干潟や砂浜等の変化によって、今後影響が現れる可能性もある。</p> <p>環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成 24 年 5 月）を公表した。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅（復興エコツーリズム）、南北につながる交流を深める道（みちのく潮風トレイル）、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱している。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしており、平成 25 年 5 月 24 日に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定した。</p> <p>岩手県久慈市から宮城県気仙沼市までの地域(旧・陸中海岸国立公園の区域)は、岩手県の宮古湾付近を境に、北部は大規模な海成段丘が発達し、高さ 50m から 200m にも達する海食崖をはじめとする豪壮</p>	<p>の影響は現在までのところ確認されていないが、渡り鳥については、生息環境である干潟や砂浜等の変化によって、今後影響が現れる可能性もある。</p> <p>環境省は、東日本大震災からの復興に貢献するため、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン（平成 24 年 5 月）を公表した。同ビジョンでは、三陸復興国立公園の創設（自然公園の再編成）の他、里山・里海フィールドミュージアムと施設整備、地域の宝を活かした自然を深く楽しむ旅（復興エコツーリズム）、南北につながる交流を深める道（みちのく潮風トレイル）、森・里・川・海のつながりの再生、持続可能な社会を担う人づくり（ESD）の推進、地震・津波による自然環境の影響の把握（自然環境モニタリング）といった具体的なプロジェクトの実施を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興することを提唱している。三陸復興国立公園の創設にあたっては、青森県八戸市の蕪島から宮城県石巻市・女川町の牡鹿半島まで及びその周辺の自然公園を段階的に再編成することとしており、平成 25 年 5 月 24 日に種差海岸階上岳県立自然公園を陸中海岸国立公園に編入し、三陸復興国立公園として指定した。</p> <p>岩手県久慈市から宮城県気仙沼市までの地域(旧・陸中海岸国立公園の区域)は、岩手県の宮古湾付近を境に、北部は大規模な海成段丘が発達し、高さ 50m から 200m にも達する海食崖をはじめとする豪壮</p>

変更後	変更前
<p>な海岸景観を有している。南部はリアス海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬と深く穏やかな湾入がくり返し展開し、変化に富んだ優美な海岸景観となっている。</p> <p>種差海岸階上岳地域は、三陸海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。</p> <p>宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域（南三陸金華山国定公園の区域）は、荒波によって浸食された海食崖を有するリアス海岸及び海上に浮かぶ多くの島しょからなる優美な海岸景観及び田東山や横山不動尊など寺社仏閣に護られた原生的な森林景観からなっている。本地域は、馬淵川まで広がる先新第三系の古い地層に覆われており、発達したリアス海岸は、宮古以南から続く海岸線と直行した断層が浸食され、沈水したことから成り立っている地形であり、北上山地の地形と一体である。</p> <p>以上を踏まえ、<u>今般、豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと</u></p>	<p>な海岸景観を有している。南部はリアス海岸で、外洋に長く突き出た半島や岬と深く穏やかな湾入がくり返し展開し、変化に富んだ優美な海岸景観となっている。</p> <p>種差海岸階上岳地域は、三陸海岸北部から続く海成段丘の北端に当たる地域である。海岸線は、岩礁海岸、砂浜海岸、海食海岸等の多様な地形が入り交じり、海岸植生、シバ草地、クロマツ林等の植生とあいまって、変化に富む海岸風景が形成されるとともに、ウミネコ等の海鳥類の重要な生息地にもなっている。また、階上岳は北上山地の最北の山であり、高標高部には天然のヤマツツジが群生しているほか、山頂からは、太平洋、八甲田連峰、北上山地の山々等が一望でき、優れた眺望を有している。</p> <p>宮城県気仙沼市から石巻市牡鹿半島までの地域（南三陸金華山国定公園の区域）は、荒波によって浸食された海食崖を有するリアス海岸及び海上に浮かぶ多くの島しょからなる優美な海岸景観及び田東山や横山不動尊など寺社仏閣に護られた原生的な森林景観からなっている。本地域は、馬淵川まで広がる先新第三系の古い地層に覆われており、発達したリアス海岸は、宮古以南から続く海岸線と直行した断層が浸食され、沈水したことから成り立っている地形であり、北上山地の地形と一体である。</p> <p>以上を踏まえ、<u>今般、南三陸金華山国定公園を、三陸復興国立公園に編入し、豪壮かつ優美な自然海岸を有するとともに、自然の恵</u></p>

変更後	変更前
<p>文化が感じられる国立公園として、海食崖、<u>外洋性と内湾性の両方の風景を有するリアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生や藻場、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観の保全を図り、森・里・川・海のつながりの再生により生物多様性が豊かな自然環境を創出するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適切な利用の推進を図るものである。</u></p>	<p>みと脅威、人と自然との共生により育まれてきた暮らしと文化が感じられる国立公園として、海食崖、リアス海岸、砂浜海岸とマツ林、海岸植生、古い年代の地質と化石、海鳥の繁殖地、津波の痕跡、文化景観等の景観要素から成る風致景観を保全するとともに、被災した利用施設の復旧・再整備を含む適切な利用の推進を図るものである。</p>

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 本公園は地形的に見て種差・階上海岸（八戸市から階上町）、階上岳（階上町）、三陸海岸北部（久慈市から宮古市）、三陸海岸南部（宮古市以南）に大別される。種差・階上海岸においては奇岩が散在する岩礁海岸と広い砂浜が入り混じり、海成段丘の段丘面が海岸に迫っている場所では海食崖が形成されている。階上岳は北上山地の最北の山であり、花崗閃緑岩が大部分を占め、一帯の各地で露頭を見ることができる。三陸海岸北部は海食崖と段丘面から成る海成段丘、三陸海岸南部は湾頭部の突端などに海食崖を伴う典型的なリアス海岸となっている。海岸線は50～200mに達する海食崖、無数の海食洞、</p>	<p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 本公園は地形的に見て種差・階上海岸（八戸市から階上町）、階上岳（階上町）、三陸海岸北部（久慈市から宮古市）、三陸海岸南部（宮古市以南）に大別される。種差・階上海岸においては奇岩が散在する岩礁海岸と広い砂浜が入り混じり、海成段丘の段丘面が海岸に迫っている場所では海食崖が形成されている。階上岳は北上山地の最北の山であり、花崗閃緑岩が大部分を占め、一帯の各地で露頭を見ることができる。三陸海岸北部は海食崖と段丘面から成る海成段丘、三陸海岸南部は湾頭部の突端などに海食崖を伴う典型的なリアス海岸となっている。海岸線は50～200mに達する海食崖、無数の海食洞、</p>

変更後	変更前
<p>海鳥類の繁殖地となる海食棚、海食崖の脚部を中心に点在する岩礁、暖帯性植物を有する島しょ等、地形的変化に富み、本公園の景観特性の核心となっている。</p> <p>三陸海岸北部の地質は主として北上山地の骨格を形成する秩父古生層と、これに貫入した花崗岩、輝緑岩等の火成岩が中心で、部分的に白亜紀層や第三期層も分布している。これら多種類の岩石が海食作用に異なる反応をみせることから、海岸線は多様な地形を呈している。なお、三陸海岸北部の白亜紀の地層からは多数の化石が見つかっており、特に羅賀海岸は日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として学術的にも貴重である。茂師地区では恐竜（モシリユウ）の化石も見つかっている。</p> <p>良好な景観を呈している地形として、崖地に海浜植生が発達する鮫角・葦毛崎、険しい岩石がそそり立つ白浜岬、「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる小袖海岸、豪壮な断崖が続く北山崎、絶壁がそそり立つ鶴ノ巣断崖、細長い板状の火成岩が蠟燭のように見えるローソク岩、白い岩塊が鋸状に連なる浄土ヶ浜、岩の基部に海食で穴が開けられた穴通磯、優れた海食崖を持つ北侍浜、牛島、三崎、三王岩付近、姉ヶ崎、重茂海岸、船越半島突端部及び船越大島、尾崎、首崎、綾里崎、碁石海岸、黒崎、広田崎、唐桑半島東岩、龍舞崎、岩井崎、神割崎、清崎等がある。<u>リアス海岸の半島に囲まれた山田湾や志津川湾には波穏やかな内湾景観が広がる。</u>また、断崖の続く海岸線が多い中、数少ない大規模な砂浜海岸として、大須賀浜、十府ヶ浦海岸等がある。</p>	<p>海鳥類の繁殖地となる海食棚、海食崖の脚部を中心に点在する岩礁、暖帯性植物を有する島しょ等、地形的変化に富み、本公園の景観特性の核心となっている。</p> <p>三陸海岸北部の地質は主として北上山地の骨格を形成する秩父古生層と、これに貫入した花崗岩、輝緑岩等の火成岩が中心で、部分的に白亜紀層や第三期層も分布している。これら多種類の岩石が海食作用に異なる反応をみせることから、海岸線は多様な地形を呈している。なお、三陸海岸北部の白亜紀の地層からは多数の化石が見つかっており、特に羅賀海岸は日本の代表的白亜紀化石を産する海岸として学術的にも貴重である。茂師地区では恐竜（モシリユウ）の化石も見つかっている。</p> <p>良好な景観を呈している地形として、崖地に海浜植生が発達する鮫角・葦毛崎、険しい岩石がそそり立つ白浜岬、「つりがね洞」、「かぶと岩」等の奇岩が連なる小袖海岸、豪壮な断崖が続く北山崎、絶壁がそそり立つ鶴ノ巣断崖、細長い板状の火成岩が蠟燭のように見えるローソク岩、白い岩塊が鋸状に連なる浄土ヶ浜、岩の基部に海食で穴が開けられた穴通磯、優れた海食崖を持つ北侍浜、牛島、三崎、三王岩付近、姉ヶ崎、重茂海岸、船越半島突端部及び船越大島、尾崎、首崎、綾里崎、碁石海岸、黒崎、広田崎、唐桑半島東岩、龍舞崎、岩井崎、神割崎、清崎等がある。また、断崖の続く海岸線が多い中、数少ない大規模な砂浜海岸として、大須賀浜、十府ヶ浦海岸等がある。</p>

変更後	変更前
<p>イ 植生・野生生物</p> <p>本公園は植生の観点から、種差・階上海岸、階上岳、三陸海岸に大別することができる。</p> <p>種差・階上海岸の植生は、沿岸部に発達する海岸植物群落を主体としており、沿岸に発達した草原やお花畑は本地区を代表する景観となっている。鮫角、葦毛崎、中須賀等の北部の崖地や緩斜面にはハマオトコヨモギ-ハマギク群落が発達しており、ハマギク、コハマギク、スカシユリ、キリンソウ、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、サクラソウ等の海岸性もしくは草原性の植物が生育しているほか、種差（棚久保）地区や小舟渡の海に面した緩斜面にはヤマセ等の冷涼な気候や馬等の放牧等によって維持されてきたシバ草原が広がっている。大須賀、法師浜、金浜等の砂浜には砂丘植生が発達し、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ウンラン等の植物が生育している。また、鮫角付近や大蛇海岸等の岩礁海岸内には塩性湿地が形成されており、シバナ等が生育するなど、変化に富む海岸線に応じて、多様な植物が生育している。海岸の後背部にはクロマツが植林されている。</p> <p>階上岳は、ミズナラ・コナラ等からなる落葉広葉樹林及びスギ植林地が主体となっている。高標高部にカシワーミズナラ群落やシラカバ群落が分布することが特徴的であり、大開平より東側にはシバ草原や牧草地が分布している。高標高部の落葉広葉樹林や大開平のシバ草原にはヤマツツジが多く分布している。また、広葉樹林部の林床にはフクジュソウ、カタクリ、ミヤマエンレイソウ等の野草が生育する。</p>	<p>イ 植生・野生生物</p> <p>本公園は植生の観点から、種差・階上海岸、階上岳、三陸海岸に大別することができる。</p> <p>種差・階上海岸の植生は、沿岸部に発達する海岸植物群落を主体としており、沿岸に発達した草原やお花畑は本地区を代表する景観となっている。鮫角、葦毛崎、中須賀等の北部の崖地や緩斜面にはハマオトコヨモギ-ハマギク群落が発達しており、ハマギク、コハマギク、スカシユリ、キリンソウ、ノハナショウブ、ニッコウキスゲ、サクラソウ等の海岸性もしくは草原性の植物が生育しているほか、種差（棚久保）地区や小舟渡の海に面した緩斜面にはヤマセ等の冷涼な気候や馬等の放牧等によって維持されてきたシバ草原が広がっている。大須賀、法師浜、金浜等の砂浜には砂丘植生が発達し、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ハマハタザオ、ハマボウフウ、ハマニガナ、ウンラン等の植物が生育している。また、鮫角付近や大蛇海岸等の岩礁海岸内には塩性湿地が形成されており、シバナ等が生育するなど、変化に富む海岸線に応じて、多様な植物が生育している。海岸の後背部にはクロマツが植林されている。</p> <p>階上岳は、ミズナラ・コナラ等からなる落葉広葉樹林及びスギ植林地が主体となっている。高標高部にカシワーミズナラ群落やシラカバ群落が分布することが特徴的であり、大開平より東側にはシバ草原や牧草地が分布している。高標高部の落葉広葉樹林や大開平のシバ草原にはヤマツツジが多く分布している。また、広葉樹林部の林床にはフクジュソウ、カタクリ、ミヤマエンレイソウ等の野草が生育する。</p>

変更後	変更前
<p>三陸海岸の植生は海岸に生育するアカマツを主体としており、海食を受けた岩塊地形と併せて重要な景観要素となっている。アカマツの下床部にはヤマツツジ等の落葉広葉樹が見られる。崖縁部にはラセイトソウ-ハマギク群落、コハマギク群落が優先し、木本ではハマハイビャクシンが広く分布している。砂浜部ではハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等を見ることができる。クロマツの自然林はアカマツに較べて少なく、釜石以南に分布する。落葉広葉樹林は、イヌシデ-アカシデ自然林やクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が内陸部を中心に発達している。また、局地的な植生としては、北山崎にシロバナシャクナゲの群落、船越大島には北限のタブの自然林、尾崎には北限のモミの自然林、船越半島及び金華山には太平洋の海岸沿いにあるものとして貴重なブナ林、田東山や横山不動尊には寺社仏閣に護られたコナラ-ヤマツツジ群落やモミ林がある。</p> <p>一方、海域ではホンダワラ、アオサをはじめとした海藻類が優先し、魚類の生息場所となっている。また、広田湾には三陸海岸で最大規模のアマモ場が発達し、船越湾はオオアマモやタチアマモの貴重な生育地となっている。良好な<u>海域景観を呈する海域公園地区として、宮城県気仙沼市周辺の一部や志津川湾、山田湾が指定されており、海域公園地区では藻場や海中生物の生育状況を観察することができる。</u></p> <p>特筆すべき野生動物は、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥類である。特にクロコシジロウミツバメは日出島及び三貫島が日本で唯一の繁殖地となっており、春から秋にかけて観察することができる。蕪島、椿島及び江ノ島はウミネコの集団</p>	<p>三陸海岸の植生は海岸に生育するアカマツを主体としており、海食を受けた岩塊地形と併せて重要な景観要素となっている。アカマツの下床部にはヤマツツジ等の落葉広葉樹が見られる。崖縁部にはラセイトソウ-ハマギク群落、コハマギク群落が優先し、木本ではハマハイビャクシンが広く分布している。砂浜部ではハマナス、ハマニンニク、コウボウムギ等を見ることができる。クロマツの自然林はアカマツに較べて少なく、釜石以南に分布する。落葉広葉樹林は、イヌシデ-アカシデ自然林やクリ-ミズナラ群落、コナラ群落が内陸部を中心に発達している。また、局地的な植生としては、北山崎にシロバナシャクナゲの群落、船越大島には北限のタブの原生林、尾崎には北限のモミの自然林、船越半島及び金華山には太平洋の海岸沿いにあるものとして貴重なブナ林、田東山や横山不動尊には寺社仏閣に護られたコナラ-ヤマツツジ群落やモミ林がある。</p> <p>一方、海域ではホンダワラ、アオサをはじめとした海藻類が優先し、魚類の生息場所となっている。また、広田湾には三陸海岸で最大規模のアマモ場が発達し、船越湾はオオアマモやタチアマモの貴重な生育地となっている。良好な海中景観を呈する宮城県気仙沼市周辺では、一部が海域公園地区となっており、海中生物の生育状況を観察することができる。</p> <p>特筆すべき野生動物は、ウミネコ、ヒメクロウミツバメ、オオミズナギドリ等の海鳥類である。特にクロコシジロウミツバメは日出島及び三貫島が日本で唯一の繁殖地となっており、春から秋にかけて観察することができる。蕪島、椿島及び江ノ島はウミネコの集団</p>

変更後	変更前
<p>繁殖地となっている。特に蕪島はウミネコの繁殖地として重要な景観要素となっており、繁殖の様子を間近に観察することができる。また、江ノ島はウトウの集団繁殖地となっている。三陸海岸の沿岸では、このような海鳥類の他、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が生息し、冬期にはオオワシ、オジロワシのほか、<u>志津川湾には 100 羽を超えるコクガンが越冬に飛来する。</u></p> <p>哺乳類は、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ等の大型哺乳類や、ニホンリス、キツネ等が生息している。また、金華山ではニホンザルをしばしば観察することができる。蝶類は、暖地性のアオスジアゲハ、ヤマトシジミ等を観察することができる。</p> <p>海域にはアイナメ、ソイ、ナメタガレイ等の魚類をはじめ、ウニ、ホヤ、アワビ等が多く生息している。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>海岸沿いには海食地形が多数存在し、最大の景観要素となっていると同時に、学術的に貴重なものも多数ある。波が押し寄せた時に海水を高く吹き上げる潮吹穴が宮古市崎山と気仙沼市岩井崎にあり、碁石海岸の雷岩では岩の下の海食洞穴に打ち当たる波が中の空気を圧縮し、独特な音が発生する。また、八戸市大須賀浜及び気仙沼大島の十八鳴浜は石英を多く含むため、歩くと音がする鳴き砂の浜として知られている。</p> <p>その他の自然現象としては、春季から秋季にかけて発生する「やませ」があり、太平洋側からの冷涼・湿潤な風が吹くことで、海霧が発生しやすくなる。また、リアス海岸では地形の性質上津波の波</p>	<p>繁殖地となっている。特に蕪島はウミネコの繁殖地として重要な景観要素となっており、繁殖の様子を間近に観察することができる。また、江ノ島はウトウの集団繁殖地となっている。三陸海岸の沿岸では、このような海鳥類の他、ハヤブサ、ミサゴ等の猛禽類が生息し、冬期にはオオワシ、オジロワシが越冬に飛来する。</p> <p>哺乳類は、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンジカ等の大型哺乳類や、ニホンリス、キツネ等が生息している。また、金華山ではニホンザルをしばしば観察することができる。蝶類は、暖地性のアオスジアゲハ、ヤマトシジミ等を観察することができる。</p> <p>海域にはアイナメ、ソイ、ナメタガレイ等の魚類をはじめ、ウニ、ホヤ、アワビ等が多く生息している。</p> <p>ウ 自然現象</p> <p>海岸沿いには海食地形が多数存在し、最大の景観要素となっていると同時に、学術的に貴重なものも多数ある。波が押し寄せた時に海水を高く吹き上げる潮吹穴が宮古市崎山と気仙沼市岩井崎にあり、碁石海岸の雷岩では岩の下の海食洞穴に打ち当たる波が中の空気を圧縮し、独特な音が発生する。また、八戸市大須賀浜及び気仙沼大島の十八鳴浜は石英を多く含むため、歩くと音がする鳴き砂の浜として知られている。</p> <p>その他の自然現象としては、春季から秋季にかけて発生する「やませ」があり、太平洋側からの冷涼・湿潤な風が吹くことで、海霧が発生しやすくなる。また、リアス海岸では地形の性質上津波の波</p>

変更後	変更前
<p>高が高くなりやすく、過去の津波の痕跡や記念碑が各地に残されており、特に牡鹿半島は東日本大震災の震源地である金華山沖に最も近いことから、地盤沈下など震災の影響が強く残っている。</p> <p>エ 文化景観</p> <p>沿岸には漁港が多数あり、展望地から望む海上には定置網が設置され、漁船の往来が目に入る。特にリアス海岸となっている公園南部の湾内にはカキ、ホタテ等の養殖筏やワカメ等の養殖ブイが多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を呈している。岬の先端や集落近傍の高台には大小の神社が見られるほか、海岸線に並ぶ漁師の番屋や伝統的工法により建築された日本家屋等が建ち並ぶ様子から、山と海が接する雄大な自然環境の中に息づく古くからの人々の営みを感じられる。</p> <p>また、種差（棚久保）地区には、馬の放牧等の人為的な影響によって維持されてきた広大なシバ草原が広がっている。金華山は、漁民から海上安全や漁の守護神として信仰の対象となっており、東奥三大霊場として金華山詣でが盛んに行われた。</p> <p>（２）利用の現況</p> <p>種差・階上海岸においては海岸景観や海浜植物の観察等を目的とした自然探勝が多く、その他、海水浴、サーフィン、キャンプ、磯遊び、魚釣り、ボルダリング等の利用が見られる。階上岳においては、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用が多い。登山口には駐車場、トイレ等の施設が整備されており、マイ</p>	<p>高が高くなりやすく、過去の津波の痕跡や記念碑が各地に残されており、特に牡鹿半島は東日本大震災の震源地である金華山沖に最も近いことから、地盤沈下など震災の影響が強く残っている。</p> <p>エ 文化景観</p> <p>沿岸には漁港が多数あり、展望地から望む海上には定置網が設置され、漁船の往来が目に入る。特にリアス海岸となっている公園南部の湾内にはカキ、ホタテ等の養殖筏やワカメ等の養殖ブイが多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を呈している。岬の先端や集落近傍の高台には大小の神社が見られるほか、海岸線に並ぶ漁師の番屋や伝統的工法により建築された日本家屋等が建ち並ぶ様子から、山と海が接する雄大な自然環境の中に息づく古くからの人々の営みを感じられる。</p> <p>また、種差（棚久保）地区には、馬の放牧等の人為的な影響によって維持されてきた広大なシバ草原が広がっている。金華山は、漁民から海上安全や漁の守護神として信仰の対象となっており、東奥三大霊場として金華山詣でが盛んに行われた。</p> <p>（２）利用の現況</p> <p>種差・階上海岸においては海岸景観や海浜植物の観察等を目的とした自然探勝が多く、その他、海水浴、サーフィン、キャンプ、磯遊び、魚釣り、ボルダリング等の利用が見られる。階上岳においては、登山、ハイキング、自然観察、風景探勝等を目的とした利用が多い。登山口には駐車場、トイレ等の施設が整備されており、マイ</p>

変更後	変更前
<p>カー利用に適している。種差海岸階上岳地域には平成 26 年に年間約 47 万人の利用者が訪れている。</p> <p>三陸海岸においては、変化に富んだ岩壁のほか、砂浜もいくつかあり、公園区域に平行して走る国道 45 号線及びそれにつながる車道を介して、これらの景観観賞や自然探勝が通年的に見られる利用方法である。夏期には、沿岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツが行われている。また、新鮮な魚介類や海藻、雑穀を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られる。浄土ヶ浜をはじめ、遊覧船が出航している地区もあり、陸上のみでなく、海上から海岸景観を楽しむ利用もある。近年は、田野畑村や気仙沼大島等で体験型利用の取組みも行われており、サップ船ツアー、ガイドウォーク、地引き網、無人島体験等も実施されている。三陸海岸地域には平成 22 年に約 407 万人の利用者が訪れているが、震災による施設の被害等により、利用が戻っていない。今後、地域の自然環境を活用した観光振興を目指したエコツアー、森・里・川・海のつながりの再生や、それらを感じられる自然体験活動、沿岸を歩くトレッキング等の利用が期待される。</p> <p>(3) 社会経済的背景 ア 土地所有別</p> <p>本公園は、国有地 2,776ha、公有地 3,057ha、私有地 8,802ha（南三陸金華山国定公園からの編入区域 13,905ha は復興事業による買上げ等により計測できないため除く）であり、私有地及び公有地の</p>	<p>カー利用に適している。種差海岸階上岳地域には平成 22 年に年間約 30 万人の利用者が訪れている。</p> <p>三陸海岸においては、変化に富んだ岩壁のほか、砂浜もいくつかあり、公園区域に平行して走る国道 45 号線及びそれにつながる車道を介して、これらの景観観賞や自然探勝が通年的に見られる利用方法である。夏期には、沿岸各所に整備された野営場でのキャンプ利用や海水浴利用が多いほか、海釣りやカヤックなどのマリンスポーツが行われている。また、新鮮な魚介類や海藻、雑穀を用いた郷土料理等の味覚探訪を目的とした利用も多く見られる。浄土ヶ浜をはじめ、遊覧船が出航している地区もあり、陸上のみでなく、海上から海岸景観を楽しむ利用もある。近年は、田野畑村や気仙沼大島等で体験型利用の取組みも行われており、サップ船ツアー、ガイドウォーク、地引き網、無人島体験等も実施されている。三陸海岸地域には平成 22 年に約 407 万人の利用者が訪れているが、震災による施設の被害等により、利用が戻っていない。今後、地域の自然環境を活用した観光振興を目指したエコツアー、森・里・川・海のつながりを感じられる自然体験活動、沿岸を歩くトレッキング等の利用が期待される。</p> <p>(3) 社会経済的背景 ア 土地所有別</p> <p>本公園は、国有地 2,776ha、公有地 3,057ha、私有地 8,802ha（南三陸金華山国定公園からの編入区域 13,902ha は復興事業による買上げ等により計測できないため除く）であり、私有地及び公有地の</p>

変更後				変更前			
公園全体に占める割合が大きい。				公園全体に占める割合が大きい。			
イ 人口及び産業				イ 人口及び産業			
本公園区域に係る各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。(平成 29 年 3 月現在)				本公園区域に係る各市町村の人口及び世帯数は、次の通りである。(平成 22 年現在)			
県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口 (人)	県名	市町村名	世帯数 (戸)	人口 (人)
青森県	八戸市	107,604	233,070	青森県	八戸市	91,917	237,615
	階上町	5,898	13,844		階上町	5,707	14,699
岩手県	宮古市	24,187	55,586	岩手県	宮古市	22,509	59,430
	大船渡市	15,031	37,351		大船渡市	14,819	40,737
	久慈市	15,618	34,978		久慈市	14,012	36,872
	陸前高田市	7,592	19,367		陸前高田市	7,785	23,300
	釜石市	16,832	36,140		釜石市	16,094	39,574
	大槌町	5,455	11,601		大槌町	5,689	15,276
	山田町	6,668	15,487		山田町	6,605	18,617
	岩泉町	4,539	9,560		岩泉町	4,357	10,804
	田野畑村	1,446	3,408		田野畑村	1,309	3,843
	普代村	1,157	2,746		普代村	1,042	3,088
	野田村	1,657	4,088		野田村	1,578	4,632
宮城県	石巻市	61,006	146,991	宮城県	石巻市	60,897	160,717
	気仙沼市	26,731	65,488		気仙沼市	25,457	73,489
	登米市	26,938	81,208		登米市	26,438	83,880
	女川町	3,137	6,668		女川町	3,870	10,001
	南三陸町	4,577	13,426		南三陸町	5,376	17,402
※宮古市、大船渡市は平成 27 年時点							

変更後	変更前
<p>各公園区域内の居住者は各市町村とも少数である。水産業やサービス業を主要産業とする市町村が多く、国立公園と関わりの深い産業としては漁業、林業及び観光業が挙げられる。</p> <p>八戸市ではスルメイカやサバの水揚げが多く、地域の特産品となっている。一方、宮古市以北の三陸海岸北部ではさけ・ます類の水揚げが多く、山田、大船渡、陸前高田、気仙沼、石巻等の三陸海岸南部ではサンマの水揚げが多い傾向にある。さらに、宮古以南ではリアス海岸の穏やかな内湾を利用して、ホタテやカキ、ワカメ等の養殖が盛んに行われている。</p> <p>また、三陸地域は「やませ」の影響を強く受ける地域のため米作に向かない土地が多く、特に宮古市以北の地域では、海成段丘上のなだらかな地形を利用した酪農や野菜生産が行われている。</p> <p>このような特産物を観光客向けに販売するため、各地に市場や直売所等が設けられており、地域の自然がもたらす豊かな恵みは当地域の重要な観光資源にもなっている。その他、観光客の利用施設として、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島、鮎川浜等の拠点地域において宿泊施設が営まれている。</p>	<p>各公園区域内の居住者は各市町村とも少数である。水産業やサービス業を主要産業とする市町村が多く、国立公園と関わりの深い産業としては漁業、林業及び観光業が挙げられる。</p> <p>八戸市ではスルメイカやサバの水揚げが多く、地域の特産品となっている。一方、宮古市以北の三陸海岸北部ではさけ・ます類の水揚げが多く、山田、大船渡、陸前高田、気仙沼、石巻等の三陸海岸南部ではサンマの水揚げが多い傾向にある。さらに、宮古以南ではリアス海岸の穏やかな内湾を利用して、ホタテやカキ、ワカメ等の養殖が盛んに行われている。</p> <p>また、三陸地域は「やませ」の影響を強く受ける地域のため米作に向かない土地が多く、特に宮古市以北の地域では、海成段丘上のなだらかな地形を利用した酪農や野菜生産が行われている。</p> <p>このような特産物を観光客向けに販売するため、各地に市場や直売所等が設けられており、地域の自然がもたらす豊かな恵みは当地域の重要な観光資源にもなっている。その他、観光客の利用施設として、宮古姉ヶ崎、浄土ヶ浜、碁石海岸、気仙沼大島、鮎川浜等の拠点地域において宿泊施設が営まれている。</p>

変更後				変更前			
ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)				ウ 権利制限関係 (ア) 保安林 (国有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	宮城県石巻市地内	1,839	平18.3.23	水源かん養	宮城県石巻市地内	1,839	平18.3.23
土砂流出防備	宮城県石巻市地内	893	平6.1.13 他	土砂流出防備	宮城県石巻市地内	893	平6.1.13 他
土砂崩壊防備	岩手県下閉伊郡山田町地内	2	昭61.7.9	土砂崩壊防備	岩手県下閉伊郡山田町地内	2	昭61.7.9
	宮城県石巻市地内	43	平12.3.22		宮城県石巻市地内	43	平12.3.22
潮害防備	宮城県石巻市地内	12	明30以前	潮害防備	宮城県石巻市地内	12	明30以前
	宮城県気仙沼市地内	14	明30以前		宮城県気仙沼市地内	14	明30以前
干害防備	宮城県石巻市地内	434	昭57.7.24 他	干害防備	宮城県石巻市地内	434	昭57.7.24 他
	宮城県女川町地内	156	平16.7.12		宮城県女川町地内	156	平16.7.12
魚つき	岩手県宮古市地内	157	大7.3.18	魚つき	岩手県宮古市地内	157	大7.3.18
	岩手県久慈市地内	57	大7.3.18		岩手県久慈市地内	57	大7.3.18
	岩手県下閉伊郡山田町地内	319	大7.3.18 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	319	大7.3.18 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	12	大7.3.18		岩手県下閉伊郡山田町岩泉町地内	12	大7.3.18
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	36	大7.3.18		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	36	大7.3.18

変更後				変更前			
	宮城県石巻市地内	73	明 30 以前		宮城県石巻市地内	73	明 30 以前
	宮城県南三陸町地内	7	明 30 以前 他		宮城県南三陸町地内	7	明 30 以前 他
保健	宮城県石巻市地内	880	昭 56. 6. 4	保健	宮城県石巻市地内	880	昭 56. 6. 4
風致	宮城県石巻市地内	901	明 30 以前 他	風致	宮城県石巻市地内	901	明 30 以前 他
(民有林)				(民有林)			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	青森県三戸郡階上町地内	1,813	昭 46. 3. 19 他	水源かん養	青森県三戸郡階上町地内	1,813	昭 46. 3. 19 他
	宮城県石巻市地内	57	昭 24. 10. 27 他		宮城県石巻市地内	57	昭 24. 10. 27 他
	宮城県気仙沼市地内	48	昭 58. 8. 8 他		宮城県気仙沼市地内	48	昭 58. 8. 8 他
	宮城県登米市地内	172	昭 56. 6. 20 他		宮城県登米市地内	172	昭 56. 6. 20 他
	宮城県牡鹿郡女川町地内	1	平 8. 12. 15		宮城県牡鹿郡女川町地内	1	平 8. 12. 15
	宮城県本吉郡南三陸町地内	64	昭 56. 6. 20		宮城県本吉郡南三陸町地内	64	昭 56. 6. 20
土砂流出防備	岩手県宮古市地内	28	昭 56. 9. 17 他	土砂流出防備	岩手県宮古市地内	28	昭 56. 9. 17 他

変更後				変更前			
	岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 50. 3. 5		岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 50. 3. 5
	岩手県下閉伊郡普代村地内	1	昭 61. 5. 9 他		岩手県下閉伊郡普代村地内	1	昭 61. 5. 9 他
	宮城県石巻市地内	8	昭 50. 11. 19 他		宮城県石巻市地内	8	昭 50. 11. 19 他
	宮城県牡鹿郡女川町地内	2	平 6. 12. 15		宮城県牡鹿郡女川町地内	2	平 6. 12. 15
	宮城県本吉郡南三陸町地内	10	昭 45. 10. 11		宮城県本吉郡南三陸町地内	10	昭 45. 10. 11
土砂崩壊防備	岩手県宮古市地内	2	昭 33. 9. 25 昭 37. 6. 28	土砂崩壊防備	岩手県宮古市地内	2	昭 33. 9. 25 昭 37. 6. 28
	岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 63. 8. 17		岩手県下閉伊郡山田町地内	1	昭 63. 8. 17
	岩手県九戸郡野田村地内	4	昭 63. 6. 28		岩手県九戸郡野田村地内	4	昭 63. 6. 28
	宮城県石巻市地内	2	昭 53. 10. 21 他		宮城県石巻市地内	2	昭 53. 10. 21 他
	宮城県気仙沼市地内	2	昭 56. 11. 7		宮城県気仙沼市地内	2	昭 56. 11. 7
	宮城県牡鹿郡女川町地内	1	昭 59. 4. 19 他		宮城県牡鹿郡女川町地内	1	昭 59. 4. 19 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	1	昭 58. 9. 1 他		宮城県本吉郡南三陸町地内	1	昭 58. 9. 1 他

変更後				変更前			
飛砂防備	岩手県陸前高田市地内	3	昭9.7.3	飛砂防備	岩手県陸前高田市地内	3	昭9.7.3
	岩手県九戸郡野田村地内	2	昭9.7.3		岩手県九戸郡野田村地内	2	昭9.7.3
	宮城県石巻市地内	6	昭43.1.26		宮城県石巻市地内	6	昭43.1.26
潮害防備	岩手県宮古市地内	38	明44.7.8 他	潮害防備	岩手県宮古市地内	38	明44.7.8 他
	岩手県陸前高田市地内	10	大7.6.28		岩手県陸前高田市地内	10	大7.6.28
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	2	昭44.7.29		岩手県上閉伊郡大槌町地内	2	昭44.7.29
	岩手県下閉伊郡山田町地内	25	昭18.5.5 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	25	昭18.5.5 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	5	昭15.5.27		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	5	昭15.5.27
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	6	昭18.4.7		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	6	昭18.4.7
	岩手県下閉伊郡普代村地内	6	昭18.4.7		岩手県下閉伊郡普代村地内	6	昭18.4.7
	岩手県九戸郡野田村地内	4	昭14.5.27		岩手県九戸郡野田村地内	4	昭14.5.27
	宮城県石巻市地内	294	昭12.7.15 他		宮城県石巻市地内	294	昭12.7.15 他

変更後				変更前			
	宮城県気仙沼市地内	5	昭 12. 7. 15 他		宮城県気仙沼市地内	5	昭 12. 7. 15 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	3	昭 11. 5. 12 他		宮城県本吉郡南三陸町地内	3	昭 11. 5. 12 他
干害防備	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	11	平元. 12. 8	干害防備	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	11	平元. 12. 8
	宮城県牡鹿郡女川町地内	7	平 22. 9. 17		宮城県牡鹿郡女川町地内	7	平 22. 9. 17
魚つき	岩手県宮古市地内	734	明 44. 7. 8 他	魚つき	岩手県宮古市地内	734	明 44. 7. 8 他
	岩手県大船渡市地内	41	明 30. 12. 27 他		岩手県大船渡市地内	41	明 30. 12. 27 他
	岩手県久慈市地内	93	明 45. 4. 18 他		岩手県久慈市地内	93	明 45. 4. 18 他
	岩手県陸前高田市地内	82	明 43. 5. 31 他		岩手県陸前高田市地内	82	明 43. 5. 31 他
	岩手県釜石市地内	130	明 43. 5. 31 他		岩手県釜石市地内	130	明 43. 5. 31 他
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	76	明 44. 7. 7 他		岩手県上閉伊郡大槌町地内	76	明 44. 7. 7 他
	岩手県下閉伊郡山田町地内	143	明 44. 7. 7 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	143	明 44. 7. 7 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	28	明 44. 7. 8 他		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	28	明 44. 7. 8 他

変更後				変更前			
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	113	明 45. 4. 18 他		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	113	明 45. 4. 18 他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	177	明 45. 4. 18 他		岩手県下閉伊郡普代村地内	177	明 45. 4. 18 他
	岩手県九戸郡野田村地内	44	明 45. 4. 18 他		岩手県九戸郡野田村地内	44	明 45. 4. 18 他
	宮城県石巻市地内	596	明 30. 12. 30 他		宮城県石巻市地内	596	明 30. 12. 30 他
	宮城県気仙沼市地内	136	明 30. 12. 30 他		宮城県気仙沼市地内	136	明 30. 12. 30 他
	宮城県牡鹿郡女川町地内	88	明 30. 12. 30 他		宮城県牡鹿郡女川町地内	88	明 30. 12. 30 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	110	明 30. 12. 30 他		宮城県本吉郡南三陸町地内	110	明 30. 12. 30 他
保健	青森県三戸郡階上町地内	67	平 13. 11. 12 他	保健	青森県三戸郡階上町地内	67	平 13. 11. 12 他
	岩手県宮古市内地内	37	昭 63. 5. 13		岩手県宮古市内地内	37	昭 63. 5. 13
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	32	昭 59. 11. 30		岩手県上閉伊郡大槌町地内	32	昭 59. 11. 30
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	5	平元 12. 8		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	5	平元 12. 8
	宮城県石巻市地内	136	昭 56. 4. 24 他		宮城県石巻市地内	136	昭 56. 4. 24 他
	宮城県気仙沼市地内	72	昭 55. 9. 9		宮城県気仙沼市地内	72	昭 55. 9. 9

変更後				変更前			
風致	宮城県気仙沼市地内	1	明 30. 9. 26	風致	宮城県気仙沼市地内	1	明 30. 9. 26
	宮城県登米市地内	33	明 30. 12. 30 他		宮城県登米市地内	33	明 30. 12. 30 他
	宮城県本吉郡南三陸町地内	2	明 30. 12. 30		宮城県本吉郡南三陸町地内	2	明 30. 12. 30
(イ) 鳥獣保護区 (国指定)				(イ) 鳥獣保護区 (国指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日	種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日
日出島鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	8 (うち特保 8)	昭 57. 11. 1	日出島鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	8 (うち特保 8)	昭 57. 11. 1
三貫島鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	25 (うち特保 25)	昭 56. 11. 1	三貫島鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	25 (うち特保 25)	昭 56. 11. 1
(県指定)				(県指定)			
種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日	種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年 月日
鮫鳥獣保護区	青森県八戸市地内	1,093	昭 46. 10. 28	鮫鳥獣保護区	青森県八戸市地内	1,093	昭 46. 10. 28
階上鳥獣保護区	青森県三戸郡階上町地内	734	昭 43. 7. 31	階上鳥獣保護区	青森県三戸郡階上町地内	734	昭 43. 7. 31

変更後				変更前			
宮古市崎山鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	194	昭 55. 11. 1	宮古市崎山鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	194	昭 55. 11. 1
浄土ヶ浜・蛸ノ 浜鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	241	昭 55. 11. 1	浄土ヶ浜・蛸ノ 浜鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	241	昭 55. 11. 1
宮古市追切鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	280	昭 49. 11. 1	宮古市追切鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	280	昭 49. 11. 1
宮古市鮎山鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	647	昭 62. 11. 1	宮古市鮎山鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	647	昭 62. 11. 1
宮古市田老鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	95	昭 63. 11. 1	宮古市田老鳥 獣保護区	岩手県宮古市地内	95	昭 63. 11. 1
宮古市佐賀部 鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	81	昭 63. 11. 1	宮古市佐賀部 鳥獣保護区	岩手県宮古市地内	81	昭 63. 11. 1
久慈市侍浜鳥 獣保護区	岩手県久慈市地内	22	平元. 11. 1	久慈市侍浜鳥 獣保護区	岩手県久慈市地内	22	平元. 11. 1
高田松原鳥獣 保護区	岩手県陸前高田市 地内	55	昭 48. 11. 1	高田松原鳥獣 保護区	岩手県陸前高田市 地内	55	昭 48. 11. 1
陸前高田市椿 島・青松島鳥獣 保護区	岩手県陸前高田市 地内	6	平 4. 11. 1	陸前高田市椿 島・青松島鳥獣 保護区	岩手県陸前高田市 地内	6	平 4. 11. 1
釜石鳥獣保護 区	岩手県釜石市地内	196	昭 62. 11. 1	釜石鳥獣保護 区	岩手県釜石市地内	196	昭 62. 11. 1
釜石市尾崎白 浜鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	298	昭 48. 11. 1	釜石市尾崎白 浜鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	298	昭 48. 11. 1

変更後				変更前			
大船渡市北里 鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	356	昭 63. 11. 1	大船渡市北里 鳥獣保護区	岩手県釜石市地内	356	昭 63. 11. 1
大槌町赤浜鳥 獣保護区	岩手県上閉伊郡大 槌町地内	243	昭 49. 11. 1	大槌町赤浜鳥 獣保護区	岩手県上閉伊郡大 槌町地内	243	昭 49. 11. 1
山田町山田湾 鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	178	平 4. 11. 1	山田町山田湾 鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	178	平 4. 11. 1
船越半島鳥獣 保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	703	昭 42. 11. 1	船越半島鳥獣 保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	703	昭 42. 11. 1
山田町船越大 島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	22	昭 44. 11. 1	山田町船越大 島鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	22	昭 44. 11. 1
山田町小谷鳥 鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	647	昭 53. 3. 30	山田町小谷鳥 鳥獣保護区	岩手県下閉伊郡山 田町地内	647	昭 53. 3. 30
田野畑村北山 鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田 野畑村地内	357	昭 61. 11. 1	田野畑村北山 鳥獣保護区	岩手県上閉伊郡田 野畑村地内	357	昭 61. 11. 1
島の越鳥獣保 護区	岩手県上閉伊郡田 野畑村地内	17	昭 58. 11. 1	島の越鳥獣保 護区	岩手県上閉伊郡田 野畑村地内	17	昭 58. 11. 1
普代村黒崎鳥 獣保護区	岩手県上閉伊郡普 代村地内	306	昭 63. 11. 1	普代村黒崎鳥 獣保護区	岩手県上閉伊郡普 代村地内	306	昭 63. 11. 1
神割崎鳥獣保 護区	宮城県石巻市及び 宮城県本吉郡南三 陸町地内	195	昭 43. 11. 1	神割崎鳥獣保 護区	宮城県石巻市及び 宮城県本吉郡南三 陸町地内	195	昭 43. 11. 1
網地島鳥獣保 護区	宮城県石巻市地内	523	昭 46. 11. 1	網地島鳥獣保 護区	宮城県石巻市地内	523	昭 46. 11. 1

変更後				変更前			
牡鹿鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	1,294	昭46.11.1	牡鹿鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	1,294	昭46.11.1
稗畑鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	6	昭49.11.1	稗畑鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	6	昭49.11.1
金華山鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	960	昭50.11.1	金華山鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	960	昭50.11.1
牡鹿半島鳥獣保護区	宮城県石巻市及び宮城県牡鹿郡女川町地内	5,260	平15.11.1	牡鹿半島鳥獣保護区	宮城県石巻市及び宮城県牡鹿郡女川町地内	5,260	平15.11.1
富士川鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	95	平16.4.1	富士川鳥獣保護区	宮城県石巻市地内	95	平16.4.1
大島鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	508	昭3.11.1	大島鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	508	昭3.11.1
田束山鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内及び宮城県本吉郡南三陸町地内	211	昭49.11.1	田束山鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内及び宮城県本吉郡南三陸町地内	211	昭49.11.1
小泉鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	48	昭59.11.1	小泉鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	48	昭59.11.1
津谷川鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	19	平16.4.1	津谷川鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	19	平16.4.1
お伊勢鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	25	平18.4.1	お伊勢鳥獣保護区	宮城県気仙沼市地内	25	平18.4.1
横山不動尊鳥獣保護区	宮城県登米市地内	10	昭49.11.1	横山不動尊鳥獣保護区	宮城県登米市地内	10	昭49.11.1

変更後				変更前			
高崎山鳥獣保護区	宮城県牡鹿郡女川町地内	197	平6.4.1	高崎山鳥獣保護区	宮城県牡鹿郡女川町地内	197	平6.4.1
水戸辺在郷鳥獣保護区	宮城県本吉郡南三陸町地内	367	昭55.11.1	水戸辺在郷鳥獣保護区	宮城県本吉郡南三陸町地内	367	昭55.11.1
(ウ) 史跡名勝天然記念物				(ウ) 史跡名勝天然記念物			
区分	名称	位置	指定年月日	区分	名称	位置	指定年月日
国指定史跡	蛸ノ浦貝塚	岩手県大船渡市地内	昭9.1.22	国指定史跡	蛸ノ浦貝塚	岩手県大船渡市地内	昭9.1.22
	橋野高炉跡	岩手県釜石市地内	昭9.6.3		橋野高炉跡	岩手県釜石市地内	昭9.6.3
県指定史跡	大洞貝塚	岩手県大船渡市地内	昭41.3.8	県指定史跡	大洞貝塚	岩手県大船渡市地内	昭41.3.8
	仁斗田貝塚	宮城県石巻市地内	昭50.4.30		仁斗田貝塚	宮城県石巻市地内	昭50.4.30
	田束山経塚群	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭52.4.26		田束山経塚群	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭52.4.26
国指定名勝	種差海岸	青森県八戸市地内	昭12.12.21	国指定名勝	種差海岸	青森県八戸市地内	昭12.12.21
	浄土ヶ浜	岩手県宮古市内	平24.1.24		浄土ヶ浜	岩手県宮古市内	平24.1.24
	珊瑚島	岩手県大船渡市地内	昭18.8.27		珊瑚島	岩手県大船渡市地内	昭18.8.27
	高田松原	岩手県陸前高田市地内	昭15.11.13		高田松原	岩手県陸前高田市地内	昭15.11.13

変更後				変更前			
県指定名勝	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	昭 29. 4. 5	県指定名勝	浄土ヶ浜	岩手県宮古市地内	昭 29. 4. 5
	船越海岸	岩手県下閉伊郡山田町地内	昭 29. 4. 5		船越海岸	岩手県下閉伊郡山田町地内	昭 29. 4. 5
	巨釜半造	宮城県気仙沼市地内	昭 34. 8. 31		巨釜半造	宮城県気仙沼市地内	昭 34. 8. 31
国指定天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地	青森県八戸市地内	大 11. 3. 8	国指定天然記念物	蕪島ウミネコ繁殖地	青森県八戸市地内	大 11. 3. 8
	崎山のローソク岩	岩手県宮古市地内	昭 29. 4. 5		崎山のローソク岩	岩手県宮古市地内	昭 29. 4. 5
	崎山の潮吹穴	岩手県宮古市地内	昭 14. 9. 7		崎山の潮吹穴	岩手県宮古市地内	昭 14. 9. 7
	日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 10. 12. 24		日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 10. 12. 24
	碁石海岸	岩手県大船渡市地内	昭 12. 6. 15		碁石海岸	岩手県大船渡市地内	昭 12. 6. 15
	館ヶ崎岩脈	岩手県大船渡市地内	昭 14. 9. 7		館ヶ崎岩脈	岩手県大船渡市地内	昭 14. 9. 7
	椿島ウミネコ繁殖地	岩手県陸前高田市地内	昭 9. 12. 28		椿島ウミネコ繁殖地	岩手県陸前高田市地内	昭 9. 12. 28
	蛇ヶ崎	岩手県陸前高田市地内	昭 11. 12. 16		蛇ヶ崎	岩手県陸前高田市地内	昭 11. 12. 16

変更後				変更前			
	三貫島オオミズナギドリ・ヒメクロウミツバメ繁殖地	岩手県釜石市地内	昭 56. 11. 1		三貫島オオミズナギドリ・ヒメクロウミツバメ繁殖地	岩手県釜石市地内	昭 56. 11. 1
	八景島暖地性植物群落	宮城県石巻市地内	昭 39. 6. 27		八景島暖地性植物群落	宮城県石巻市地内	昭 39. 6. 27
	十八鳴浜及び九九鳴き浜	宮城県気仙沼市地内	平 23. 9. 21		十八鳴浜及び九九鳴き浜	宮城県気仙沼市地内	平 23. 9. 21
	横山のウグイ生息地	宮城県登米市地内	昭 10. 8. 27		横山のウグイ生息地	宮城県登米市地内	昭 10. 8. 27
	陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地	宮城県牡鹿郡女川町地内	昭 9. 1. 22		陸前江ノ島のウミネコおよびウトウ繁殖地	宮城県牡鹿郡女川町地内	昭 9. 1. 22
	歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 50. 8. 2		歌津館崎の魚竜化石産地及び魚竜化石	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 50. 8. 2
	椿島暖地性植物群落	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 41. 11. 7		椿島暖地性植物群落	宮城県本吉郡南三陸町地内	昭 41. 11. 7
県指定天然記念物	佐賀部ウミネコ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 34. 3. 17	県指定天然記念物	佐賀部ウミネコ繁殖地	岩手県宮古市地内	昭 34. 3. 17
	大船渡の三面椿	岩手県大船渡市地内	昭 44. 6. 6		大船渡の三面椿	岩手県大船渡市地内	昭 44. 6. 6

変更後				変更前			
	青松島	岩手県陸前高田市 地内	昭 44. 6. 6		青松島	岩手県陸前高田市 地内	昭 44. 6. 6
	タブノキ自生 地	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭 29. 4. 4		タブノキ自生 地	岩手県下閉伊郡山 田町地内	昭 29. 4. 4
	イワタバコ北 限自生地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 44. 6. 6		イワタバコ北 限自生地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 44. 6. 6
	田野畑の白亜 紀化石産地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 41. 3. 8		田野畑の白亜 紀化石産地	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 41. 3. 8
	田野畑のシロ バナシャクナ ゲ群落	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 29. 4. 5		田野畑のシロ バナシャクナ ゲ群落	岩手県下閉伊郡田 野畑村地内	昭 29. 4. 5
	大指海域およ び双子島、鞍掛 島、蹄島、黒島 のウミネコ、ゴ イサギ、アメツ バメ、ウトウ等 の繁殖地	宮城県石巻市地内	昭 43. 12. 13		大指海域およ び双子島、鞍掛 島、蹄島、黒島 のウミネコ、ゴ イサギ、アメツ バメ、ウトウ等 の繁殖地	宮城県石巻市地内	昭 43. 12. 13
	岩井崎石灰岩 化石	宮城県気仙沼市地 内	昭 34. 8. 31		岩井崎石灰岩 化石	宮城県気仙沼市地 内	昭 34. 8. 31
	球状斑糲岩	牡鹿郡女川町江島	昭 44. 8. 29		球状斑糲岩	牡鹿郡女川町江島	昭 44. 8. 29

変更後				変更前			
(エ) 海岸保全区域 (県管理分)				(エ) 海岸保全区域 (県管理分)			
種類	位置	重複延長	指定年月日	種類	位置	重複延長	指定年月日
国土交通省所管	青森県八戸市地内	3.2km	昭38.11.30 他	国土交通省所管	青森県八戸市地内	3.2km	昭38.11.30 他
	青森県三戸郡階上町地内	2.1km	昭44.3.20 他		青森県三戸郡階上町地内	2.1km	昭44.3.20 他
	岩手県宮古市地内	0.6 km	昭38.4.12 他		岩手県宮古市地内	0.6 km	昭38.4.12 他
	岩手県陸前高田市地内	1.8 km	昭48.6.22		岩手県陸前高田市地内	1.8 km	昭48.6.22
	岩手県釜石市地内	0.1 km	昭33.5.6		岩手県釜石市地内	0.1 km	昭33.5.6
	岩手県下閉伊郡山田町地内	0.2 km	昭44.4.15 他		岩手県下閉伊郡山田町地内	0.2 km	昭44.4.15 他
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭46.3.9他		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭46.3.9他
	岩手県下閉伊郡普代村地内	1.3 km	昭40.2.12 他		岩手県下閉伊郡普代村地内	1.3 km	昭40.2.12 他
	岩手県九戸郡野田村地内	3.9 km	昭46.1.29 他		岩手県九戸郡野田村地内	3.9 km	昭46.1.29 他
	宮城県石巻市地内	4.2 km	昭33.3.28 他		宮城県石巻市地内	4.2 km	昭33.3.28 他
宮城県気仙沼市地内	12.4 km	昭37.6.19 他	宮城県気仙沼市地内	12.4 km	昭37.6.19 他		

変更後				変更前			
	宮城県本吉郡南三陸町地内	6.4 km	昭 48. 10. 19 他		宮城県本吉郡南三陸町地内	6.4 km	昭 48. 10. 19 他
農林水産省（水産庁）所管	青森県八戸市地内	0.3km	昭 38. 11. 30	農林水産省（水産庁）所管	青森県八戸市地内	0.3km	昭 38. 11. 30
	青森県三戸郡階上町地内	0.3km	昭 62. 10. 31		青森県三戸郡階上町地内	0.3km	昭 62. 10. 31
	岩手県宮古市地内	0.3 km	昭 40. 3. 30		岩手県宮古市地内	0.3 km	昭 40. 3. 30
	岩手県大船渡市地内	2.3 km	昭 43. 1. 12 他		岩手県大船渡市地内	2.3 km	昭 43. 1. 12 他
	岩手県陸前高田市地内	10.7 km	昭 43. 4. 9		岩手県陸前高田市地内	10.7 km	昭 43. 4. 9
	岩手県釜石市地内	1.3 km	昭 40. 12. 17 他		岩手県釜石市地内	1.3 km	昭 40. 12. 17 他
	岩手県上閉伊郡大槌町地内	6.0 km	昭 40. 3. 30		岩手県上閉伊郡大槌町地内	6.0 km	昭 40. 3. 30
	岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭 46. 9. 17		岩手県下閉伊郡岩泉町地内	0.4 km	昭 46. 9. 17
	岩手県下閉伊郡田野畑村地内	0.5 km	昭 39. 11. 13		岩手県下閉伊郡田野畑村地内	0.5 km	昭 39. 11. 13
	宮城県気仙沼市地内	1.7 km	昭 54. 3. 13 他		宮城県気仙沼市地内	1.7 km	昭 54. 3. 13 他
宮城県本吉郡南三陸町地内	0.5 km	昭 48. 10. 19	宮城県本吉郡南三陸町地内	0.5 km	昭 48. 10. 19		

変更後				変更前			
(才) 都市公園・風致地区				(才) 都市公園・風致地区			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
浄土ヶ浜風致地区	岩手県宮古市地内	112	昭 26. 12. 22	浄土ヶ浜風致地区	岩手県宮古市地内	112	昭 26. 12. 22
高田松原総合公園	岩手県陸前高田市地内	54	平元. 11. 24	高田松原総合公園	岩手県陸前高田市地内	54	平元. 11. 24

4 変更する公園区域

三陸復興国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)								
1	拡張	宮城県石巻市 谷川浜の一部	<p>祝浜は、東日本大震災による高台移転事業に伴い、人が住む見込みの無い地区である。</p> <p>集落は狭い谷あいであり、背後の比較的大きな流域に降り注いだ雨は細い沢から礫浜海岸を経て湾に注いでいる。従来は、沢にウナギ、アユなどの回遊魚が生息していたが、現在は沢が伏流し瀬切れにより回遊できない環境となっている。</p> <p>このため、グリーン復興ビジョンの7つのプロジェクトの一つである森・里・川・海のつながりの再生を進め、豊かな生物多様性を有する自然環境を創出するため、祝浜を公園区域に編入する。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">—</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">1</td> </tr> </table>		2	国	—	公	1	私	1
	2											
国	—											
公	1											
私	1											
			変更部分 面積計	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">国</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">—</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">1</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">私</td> <td style="text-align: right; border: 1px solid black;">1</td> </tr> </table>		2	国	—	公	1	私	1
	2											
国	—											
公	1											
私	1											

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更前 公園面積	28,537 [国 —] [公 —] [私 —]
			変更後 公園面積	28,539 [国 —] [公 —] [私 —]

(表4：公園区域（海域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	拡張	宮城県石巻市 谷川浜の地先海面の一部	東日本大震災による高台移転事業に伴い、人が住む見込みがない集落において、森・里・川・海のつながりの再生、良好な風致の維持、適正な利用の推進を図る必要の高い地域であることから、陸域と一体となっている地先海面を公園区域に編入する。	1
3	拡張	宮城県本吉郡南三陸町 歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、歌津字浪板、歌津字番所、歌津字石浜、歌津字平棚、歌津字町向、歌津字松崎、歌津字森畑、歌津字寄木、戸倉字合羽沢、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の地先海面の一部	<p>南三陸町の志津川湾を中心とした地先海面は、リアス海岸、岩礁、海食海岸等の多様な海岸景観と一体となった優れた内湾景観を形成している。</p> <p>また、暖流及び寒流がぶつかる海洋環境により、寒海性と暖海性の海藻藻場が共存する生物多様性の豊かな海域となっており、北東本州における代表的な藻場である。藻場周辺には稚魚及び小型の水生生物が見られ、海草等を餌とするコクガン、シノリガモ等の野鳥の生息地となっている。</p> <p>さらに、ダイビング、スノーケリング等のレクリエーション並びに環境教育の場としても重要であることから、優れた海域景観の維持及び適正な利用を図るため、海域公園地区を追加するに伴い、既存区域よりさらに沖合4kmの範囲の適切な風景の保護を図るため公園区域に編入する。</p>	8,311

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
			変更部分 面積計	8,312
			変更前 公園面積	64,523
			変更後 公園面積	72,835

第2 公園計画の変更

1 変更理由

グリーン復興ビジョンにある7つのプロジェクトの一つである森・里・川・海のつながりの再生を進め、豊かな生物多様性を有する自然環境を創出するため、公園区域及び公園計画の一部変更を行うものとする。

さらに、海域においては、これまで三陸復興国立公園は、外洋性のリアス海岸の景観を主たる景観要素として指定されてきたが、リアス海岸の湾部にある優れた内湾景観を評価し、海域景観の維持及び適正な利用を図るため、公園区域及び公園計画の一部変更を行うものとする。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表 5 : 基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p><u>また、海域においては、外洋性のリアス海岸の景観を主たる景観要素として指定されてきたが、リアス海岸の湾部にある優れた内湾景観を評価し、かつ利用性が高い地域を海域公園地区として指定し、海域景観の維持及び適正な利用を図ることとする。</u></p> <p>本地域の利用については、展望地から自然風景を觀賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることのできる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を觀賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自</p>	<p>三陸復興国立公園は、青森県八戸市蕪島から青森県三戸郡階上町までの海岸線と同町内陸部に位置する階上岳からなる種差海岸階上岳地域、及び岩手県久慈市から宮城県石巻市牡鹿半島までの海岸線沿いに位置する三陸海岸地域からなる。これらは北上山地が太平洋に接する地域であり、地形の形成史及び地質の観点から一体的な地域である。海岸地形は岩手県宮古市以北の海食崖と段丘面からなる海成段丘と同市以南のリアス海岸に分けられ、豪壮かつ優美な自然海岸の景観を有している。</p> <p>本地域の利用については、展望地から自然風景を觀賞する周遊型の利用形態が中心であった。しかし、近年の観光ニーズの多様化や東日本大震災を踏まえ、三陸復興国立公園においては、自然の恵みと脅威を学び、人と自然との共生により育まれてきた暮らしや文化を感じることのできる利用を推進する。具体的には、これまでの利用形態に加えて、漁業体験をはじめとした農林水産業と連携した利用、船により海域から海岸景観を觀賞する利用、食や体験を通じて三陸地域の自</p>

然・文化を感じることで利用できる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日本大震災からの復興に貢献する。

然・文化を感じることで利用できる利用、自然の脅威を学ぶことができる利用等を進める。

以上の自然的・社会的状況を踏まえながら風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定め、東日本大震災からの復興に貢献する。

3 規制計画の変更

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：特別地域変更表)

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
宮城県	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班 から 512 林班、514 林班、515 林班、 517 林班、518 林班、520 林班から 532 林班まで、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班まで、570 林班、 571 林班及び 574 林班の全部並びに 516 林班、519 林班、559 林班及び 569 林班の各一部 宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑 浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝 町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎 浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小 渕浜、鮫浦、清水田浜、田代浜、竹 浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長	9,021	宮城県石巻市内 国有林宮城北部森林管理署 502 林班 から 512 林班、514 林班、515 林班、 517 林班、518 林班、520 林班から 532 林班まで、557 林班、558 林班、565 林班から 568 林班まで、570 林班、 571 林班及び 574 林班の全部並びに 516 林班、519 林班、559 林班及び 569 林班の各一部 宮城県石巻市 網地浜、鮎川浜、大原浜、大谷川浜、 雄勝町大須、雄勝町熊沢、雄勝町桑 浜、雄勝町名振、雄勝町船越、雄勝 町分浜、尾崎、北上町十三浜、狐崎 浜、給分浜、小網倉浜、小積浜、小 渕浜、鮫浦、清水田浜、田代浜、竹 浜、月浦、泊浜、長面、新山浜、長	9,019
		国 — 公 — 私 —		国 — 公 — 私 —

都道府 県名	変更後		変更前	
	区 域	面積 (ha)	区 域	面積 (ha)
	渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川 浜及び寄磯浜の各一部		渡浜、福貴浦、前網浜、牧浜、谷川 浜及び寄磯浜の各一部	
	(これらの地域の地先海岸、地先島嶼及び地先岩礁を含む。)			
			変更部分面積合計	2 [国 ー] 公 1 私 1
			変更前特別地域面積	26,308 [国 ー] 公 ー 私 ー
			変更後特別地域面積	26,310 [国 ー] 公 ー 私 ー

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	拡張	第2種特別地域からの振替	大島(オランダ島)、小島	岩手県下閉伊郡山田町飯岡の一部	大島(オランダ島)、小島は、リアス海岸の内湾で優れた海域景観を有する山田湾の中心部に位置する無人島であり、隣接地である船越半島、船越大島を太平洋岸北限域とする南方来植物であるタブノキが自生している。また、当該島嶼はレクリエーションの場として重要であり、山田湾の内湾景観を構成する重要な景観要素であることから、海域と一体となった風致の保護並びに適正な利用の推進を図るため、第1種特別地域とする。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>7</td></tr> <tr><td>公</td><td>7</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	7	公	7	私	—
国	7											
公	7											
私	—											
変更部分面積計						<table border="1"> <tr><td>国</td><td>7</td></tr> <tr><td>公</td><td>7</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	7	公	7	私	—
国	7											
公	7											
私	—											
変更前 第1種特別地域面積						<table border="1"> <tr><td>国</td><td>2,279</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	2,279	公	—	私	—
国	2,279											
公	—											
私	—											
変更後 第1種特別地域面積						<table border="1"> <tr><td>国</td><td>2,286</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	2,286	公	—	私	—
国	2,286											
公	—											
私	—											

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)	
1	削除	第1種特別地域への振替	大島（オランダ島）、小島	岩手県下閉伊郡山田町飯岡の一部	大島（オランダ島）、小島はリアス海岸の内湾であり優れた海域景観を有する山田湾の中心部に位置する無人島であり、隣接地である船越半島、船越大島を太平洋岸北限域とする南方来植物であるタブノキが自生している。当該島嶼はレクリエーションの場として重要であり、山田湾の内湾景観を構成する重要な景観要素であることから、海域と一体となった風致の保護並びに適正な利用の推進を図るため、第1種特別地域に振り替える。	△7	
						国	—
						公	△7
2	拡張	特別地域の拡張	祝浜	宮城県石巻市谷川浜の一部	東日本大震災による高台移転事業に伴い、人が住む見込みがない集落において、森・里・川・海のつながりの再生、良好な風致の維持、適正な利用の推進を図る必要性の高い地域であることから、第2種特別地域とする。	2	
						国	—
						公	1
変更部分面積計						△5	
変更前 第2種特別地域面積						8,496	
変更前 第2種特別地域面積						国 — 公 — 私 —	

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
					変更後 第2種特別地域面積	8,491 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—											
公	—											
私	—											

イ 海域公園地区

次の海域公園地区を追加する。

(表 8 : 海域公園地域追加表)

番号	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)						
1	山田湾	岩手県下閉伊郡山田町飯岡地先海面の一部	<p>山田湾はリアス海岸の内湾であり、円形の湖のような地形をしており、中心部に無人島である大島(オランダ島)を配し、波穏やかな海上にカキやホタテの養殖筏が整然と並ぶ文化的景観が周囲の自然環境と調和し優れた海域景観を形成している。</p> <p>また、シーカヤック等のレクリエーションの場としても重要であることから、陸域と一体となった景観の保護並びに適正な利用の推進を図るため海域公園地区とする。</p>	<p>839</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—									
公	—									
私	—									
2	南三陸町沿岸	宮城県本吉郡南三陸町歌津字田の浦、歌津字中山、歌津字名足、歌津字馬場、志津川字荒坂、志津川字北の又、志津川字袖浜、志津川字深田、戸倉字小細谷、戸倉字坂本、戸倉字滝浜、戸倉字津の宮、戸倉字戸倉及び戸倉字波伝谷の全部並びに歌津字大磯、歌津字	<p>南三陸町の志津川湾を中心とした地先海面は、リアス海岸、岩礁、海食海岸等の多様な海岸景観と一体となった優れた内湾景観を形成している。</p> <p>また、暖流及び寒流がぶつかる海洋環境により、寒海性と暖海性の海藻藻場が共存する生物多様性の豊かな海域となっており、北東本州における代表的な藻場である。藻場周辺には稚魚及び小型の水生生物が見られ、海草等を餌とするコクガン、シノリガモ等の野鳥の生息地となっている。</p> <p>さらに、ダイビング、スノーケリング等のレクリエーション並びに環境教育の場としても重要である</p>	<p>5,793</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—									
公	—									
私	—									

		<p>大森、歌津字尾崎、歌津字砂浜、歌津字館浜、歌津字田の頭、歌津字田茂川、戸倉字近東、戸倉字下道、戸倉字寺浜、戸倉字長清水、戸倉字原、戸倉字藤浜、戸倉字若宮、志津川字大森、志津川字蒲の沢及び志津川字権現の地先海面の一部</p>	<p>ことから、優れた海域景観の維持及び適正な利用の推進を図るため、海域公園区域とする。</p>						
		<p>変更部分面積計</p>	<p>6,632</p> <table border="1" data-bbox="1556 821 1825 965"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								
		<p>変更前 海域公園地区面積</p>	<p>23</p> <table border="1" data-bbox="1556 1021 1825 1165"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								
		<p>変更後 海域公園地区面積</p>	<p>6,655</p> <table border="1" data-bbox="1556 1212 1825 1356"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>—</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—								
公	—								
私	—								

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 10：地域地区別土地所有別面積変更総括表)

(単位：面積 ha)

地域区分	特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公 園地区 ※	普通地域 (海域)※	合計 (海域) ※				
	特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域															
地種区分	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私							
青森県	土地所有別面積	0	0	0	16	1	51	36	5	108	27	29	2,100	5	8	37	84	43	2,296						
	地種区分別面積				68			149			2,156														
	地域地区別面積	0												2,373											
	地域別面積													2,373			50			2,423					
岩手県	土地所有別面積	317	78	43	352	98 (91)	329	1,645	983 (990)	2,356	372	998	1,786	2	502	1,371	2,688	2,659	5,885						
	地種区分別面積 (変更前)				779 (772)			4,984 (4,991)			3,156														
	地域地区別面積 (変更前)	438												8,919											
	地域別面積 (変更前)													9,357			1,875			11,232					
宮城県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (変更前)				1,439			3,358 (3,356)			9,373														
	地域地区別面積 (変更前)	410												14,171 (14,168)											
	地域別面積 (変更前)													14,581 (14,578)			304			14,884 (14,882)					
合計県	土地所有別面積	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	地種区分別面積 (変更前)				2,286 (2,279)			8,491 (8,496)			14,685														
	地域地区別面積 (変更前)	848												25,462 (25,460)											
	地域別面積 (変更前)													26,310 (26,308)			2,229			28,539 (28,537)			6,655 (23.4)	66,180 (64,500)	72,835 (64,523.4)
																	合計 (陸域・海域)						101,374		

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

※土地所有別面積について、南三陸金華山国立公園からの編入区域は復興事業による買上げ等により計測できないため、青森県及び岩手県の数値のみ記載している。

(表 11：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区		変 更 前							変 更 後							増 減								
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸 域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区 ※	普通 地域 (海域) ※	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B' -A')	
		特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計						特 保	第 一 種	第 二 種	第 三 種	小 計								
青森県	八戸市		0	28	145	38	211	48	259				0	28	145	38	211	48	259				0	
	三戸郡	階上町	0	40	4	2,118	2,162	2	2,164				0	40	4	2,118	2,162	2	2,164				0	
	小 計		0	68	149	2,156	2,373	50	2,423				0	68	149	2,156	2,373	50	2,423				0	
岩手県	宮古市		42	476	1021	541	2,080	660	2,740				42	476	1021	541	2,080	660	2,740				0	
	大船渡市		0	26	232	1,401	1,659	0	1,659				0	26	232	1,401	1,659	0	1,659				0	
	久慈市		0	120	174	290	584	17	601				0	120	174	290	584	17	601				0	
	陸前高田市		6	0	164	0	170	0	170				6	0	164	0	170	0	170				0	
	釜石市		37	0	1,144	345	1,526	0	1,526				37	0	1,144	345	1,526	0	1,526				0	
	上閉伊郡	大槌町	0	4	211	74	289	1	290				0	4	211	74	289	1	290				0	
	下閉伊郡	山田町	261	102	1,457	283	2,103	48	2,151				261	109	1,450	283	2,103	48	2,151				0	
		岩泉町	0	0	135	0	135	26	161				0	0	135	0	135	26	161				0	
		田野畑村	92	0	201	57	350	643	993				92	0	201	57	350	643	993				0	
		普代村	0	44	222	51	317	478	795				0	44	222	51	317	478	795				0	
九戸郡	野田村	0	0	30	114	144	2	146				0	0	30	114	144	2	146				0		
小 計		438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232				438	772	4,991	3,156	9,357	1,875	11,232				0		
宮城県	石巻市		377	1,081	1,900	5,661	9,019	256	9,275				377	1,081	1,902	5,661	9,021	256	9,277				2	
	気仙沼市		0	107	442	666	1,215	48	1,263				0	107	442	666	1,215	48	1,263				0	
	登米市		0	0	57	757	814	0	814				0	0	57	757	814	0	814				0	
	牡鹿郡	女川町	26	106	654	1,029	1,815	0	1,815				26	106	654	1,029	1,815	0	1,815				0	
	本吉郡	南三陸町	7	145	303	1,260	1,715	0	1,715				7	145	303	1,260	1,715	0	1,715				0	
小 計		410	1,439	3,356	9,373	14,578	304	14,882				410	1,439	3,358	9,373	14,580	304	14,884				0		
合 計		848	2,279	8,496	14,685	26,308	2,229	28,537	23	64,500	64,523	848	2,286	8,491	14,685	26,310	2,229	28,539	6,655	66,180	72,835	2	8,312	

※海域は国の所有に属する公共水面であり、県別に面積を示すことはできないため、三陸復興国立公園全体の数値を示している。

4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

次の保護施設計画を追加する。

(表 12：保護施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
2	自然再生施設	宮城県石巻市（祝浜）	祝浜において、グリーン復興ビジョンの7つのプロジェクトの一つである森・里・川・海のつながりの再生を進めるため、流域圏の水環境のつながりを再生し、豊かな生物多様性を有する自然環境を創出するための施設として整備する。

イ 利用施設計画

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 13：単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針
92	野営場	岩手県下閉伊郡山田町（大島（オランダ島））	山田湾海域公園地区及び大島（オランダ島）を探勝するための滞在拠点として整備する。

(イ) 運輸施設

次の運輸施設を追加する。

(表 13：運輸施設追加表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針
10	—	係留施設	岩手県下閉伊郡山田町 (大島 (オランダ島))		大島 (オランダ島) を探勝するための発着地として整備する。